

椎葉村集落支援員募集要項

椎葉村は過疎化、高齢化により厳しい状況となっておりますが、この美しい村を守るために積極的な取り組みを行っていきたいと考えています。

そのためには、地域に応じた課題を把握し、その解決を図っていく人材が必要です。地域を盛り上げていこうという志のある方、やる気と元気にあふれている方を募集します。

1. 募集人員

集落支援員 1名

2. 活動地域

椎葉村松尾地区

3. 業務

地区と連携しながら以下の様な、地域の安心・安全の維持、地域の活性化に繋がる地域支援活動に取り組んで頂きます。

(主な活動内容)

- (1) 地域の巡回・状況調査、ヒアリング、課題の把握及び整理
- (2) 地区での協議、課題解決のための活動
- (3) 行政等関係機関との連絡調整
- (4) 松尾公民館の事務等の業務支援
- (5) 大いちょうふれあいセンターの利用対応・管理
- (6) 集落支援員に対する研修会等への参加

4. 募集対象

次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 応募時点で50歳以下の方で次のすべてに該当する方が対象となります。
- (2) 勤務開始時点で椎葉村に住民票があり通勤可能な方
- (3) 地域住民や関係機関と協力しながら意欲的に活動できる方
- (4) 活動に専任できる方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方（MT、AT限定は問いません）
- (6) ワード・エクセルなど基本的なパソコン作業が出来る方

- (7) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行う事が出来る方
- (8) 宿泊者の状況等に応じて土、日曜・祝祭日に出勤可能な方

5. 活動時間

- (1) 基本的に週 5 日間、8 時 30 分～17 時 15 分までの勤務となりますが宿泊者対応等により時間帯は変わる可能性があります。
- (2) 勤務時間等については、業務内容により変動することがあります。
- (3) 年次休暇があります。

6. 雇用形態及び雇用期間

- (1) 椎葉村の会計年度任用職員として、村長が委嘱します。
- (2) 雇用期間は、委嘱の日から一年間としますが、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新することができます。
着任開始日は令和 2 年 4 月 1 日ですが、相談のうえ、調整は可能です。

7. 報酬及び福利厚生等

- (1) 報酬 椎葉村会計年度任用職員の規定に準じます。
また、通勤手当が通勤距離に応じて、また期末手当が報酬月額と同額を 10 月と 3 月にそれぞれ支給されます。
- (2) 社会保険（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します
- (3) 業務に関しては公用車をご利用頂きます。
- (4) その他、活動に必要な経費（消耗品購入、研修参加費等）については、予算の範囲内で村が負担します。

8. 応募手続き

- (1) 応募受付期間 令和年 12 月 1 日～令和 2 年 2 月 6 日（必着）
（郵送又は持参）

(2) 応募方法

椎葉村役場地域振興課にて応募用紙及び目標レポートを受け取るか、椎葉村公式ホームページにて、「集落支援員」応募用紙及び目標レポートをダウンロードし、必要事項の記入と、最近 6 ヶ月以内に撮影した写真を所定の処に貼り、下記宛まで提出若しくは郵送してください。写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

なお、提出された書類は返却をいたしません。

(3) 申込用紙の提出先

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762 番地 1
椎葉村役場地域振興課 企画グループ
「集落支援員」担当 宛
TEL 0982-67-3203

9. 選考

以下の項目について審査を行い、総合的に判定を行います。

(1) 書類

提出いただいたレポートの内容について審査致します。

(2) 面接

面接を実施し、審査致します。

実施日：令和2年2月25日 13時～

実施場所：椎葉村役場

10. その他

- (1) 募集に関する質問は、椎葉村公式ホームページのお問い合わせフォーム、若しくは下記宛までお電話でお問い合わせ頂きますようお願い致します。

問い合わせ先

椎葉村役場 地域振興課 「集落支援員」担当

TEL 0982-67-3203

Meil shiibachiiki@gmail.com